③　更生担保権者が通知を受けた後１か月以内に、管財人に対し、より高い価格での購入希望者で支払が確実な者を書面で紹介した場合、管財人は裁判所の許可を得て、その者に当該売却等処分不動産を売却する。

④　当該売却等処分不動産にかかる全ての更生担保権者が１か月以内に上記紹介をしなかった場合、又はその期限前でも全ての更生担保権者が同意した場合、管財人は通知したところにしたがって、裁判所の許可を得て、当該売却等処分不動産を売却する。

ウ　売却等手取額

売却等手取額とは、不動産売却代金（消費税を除く。）から下記控除項目記載の経費等を控除した金額をいう。

記

［控除項目］

①　売主負担の仲介手数料

②　売主負担の印紙代（契約書・領収書）

③　売主負担の測量費、解体撤去費、土壌調査費、土壌改良費などの物件引渡費用

④　売主負担の登記手続費用

⑤　本更生計画認可の決定があった日（以下、「本件更生計画認可決定日」という。）以降、決済日前日までの固定資産税等の公租公課並びに共益費、管理費及び火災保険料等の売却等処分不動産の維持費用。

⑥　その他売却に関連して売主が負担した費用

エ　売却等処分ができなかった場合の措置

売却等処分不動産が本件更生計画認可決定日から１年以内に売却できなかった場合は、当該売却等処分不動産に設定された担保権にかかる更生担保権者は、次の方法のいずれかを選択し、その選択にしたがい、当該更生担保権について弁済する。当該売却等処分不動産に設定された担保権にかかる更生担保権者は、更生計画認可決定後１年を経過する１週間前までに、いずれの方法を選択するかを管財人に対して書面にて通知するものとし、かかる通知をしなかった場合は②の方法を選択したものとみなす。管財人は、通知後本件更生計画認可決定日から１年を経過する日までに当該売却等処分不動産の売却が終了した場合を除き、当該更生担保権者からの通知受領後１か月以内にその選択にしたがい弁済をする。

①　当該売却等処分不動産にかかる更生担保権額を一般更生債権とみなして、第４節第２にしたがい、権利変更を行い、弁済する。

②　当該売却等処分不動産にかかる更生担保権額をもって、当該更生担保権者に、当該不動産を代物弁済する。

第２款　リースにかかる更生担保権

第１　確定更生担保権の表示

リースにかかる更生担保権が存するのは蓼科・滝の湯のみであり、リースにかかる確定した更生担保権は以下のとおりである。

件　数	確定更生担保権額	別　表
3	7,088,967円	別表12「更生担保権弁済計画表（リース）」

第２　権利の変更及び弁済方法

別表12「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権は、確定更生担保権の全額を本件一括弁済日に一括弁済する。

第３節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　優先的更生債権の表示

第１節による重複債権の権利変更後に優先的更生債権を負担するのは蓼科ＧＨのみであり、その債権額は次のとおりである。

１　届出のある租税等の請求権

件数	届出債権額	内訳			別　表
		本　税　等	更生手続開始決定日の前日までの延滞税等	更生手続開始決定日以後の延滞税等	
3	52,151,637円及び額未定	46,891,137円	5,260,500円	額未定	別表13「優先的更生債権弁済・納付計画表（公租公課）」

２　確定した労働債権

確定した労働債権は次のとおりである。

件　数	確定更生債権額	別　表
9	18,629,120円	別表14「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」

第２　権利の変更及び弁済・納付方法

１　租税等の請求権（別表13「優先的更生債権弁済・納付計画表（公租公課）」）

⑴　更生手続開始決定日以後の延滞税等の免除

別表13「優先的更生債権弁済・納付計画表（公租公課）」記載の租税等請求権等のうち、本件更生手続開始決定の日（以下、「本件更生手続開始決定日」という。）から１年を経過する日（その日までに本更生計画認可決定があるときは、本件更生計画認可決定日）までの間に生じる延滞税等、及び、本件更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞税等については、その全額につき免除を受ける。

⑵　前記⑴の免除後の租税等の請求権の全額を、本件一括弁済日に一括納付又は弁済する。

２　労働債権（別表14「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」）

別表14記載の優先的更生債権は、本件一括弁済日に一括弁済する。

第４節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定した更生債権の表示

第１節による重複債権の権利変更後の確定した一般更生債権は以下のとおりである。

件　数	確定更生債権額	別　表
138	1,218,537,386円及び額未定	別表15「一般更生債権弁済計画表」